

秋田市宅地開発に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第3章の2 市街化調整区域の開発行為等 (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第15条の2 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が指定した土地の区域とする。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの区域を含む土地の区域であつて、その境界が道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適切なものにより区切られた区域から、<u>政令第29条の9各号に掲げる区域</u>を除外した土地の区域であること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第15条の3 (略)</p> <p>(市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為)</p> <p>第15条の4 法第34条第12号の規定により区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第29条の9各号に掲げる区域</u>を含まない土地の区域における次に掲げる開発行為とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>第3章の2 市街化調整区域の開発行為等 (法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第15条の2 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が指定した土地の区域とする。</p> <p>(1) 次に掲げるいずれかの区域を含む土地の区域であつて、その境界が道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適切なものにより区切られた区域から、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u>を除外した土地の区域であること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>第15条の3 (略)</p> <p>(市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為)</p> <p>第15条の4 法第34条第12号の規定により区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地</u>を含まない土地の区域における次に掲げる開発行為とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2および3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>